

## 加賀市被災者生活再建支援金Q&A

### 世帯に関すること

Q 居住の実態と住民票上の住所が異なる場合、どのような対応になりますか。

A 被災した住家の住所に住民票を置いていなかった場合は、被災住所に生活の本拠がわかる証明書類(被災住所にて使用実績がある水道光熱費の領収書、自治会長の居住証明書等)が必要です。

Q 居住の実態と住民票上の世帯構成等が異なる場合、どのような対応になりますか。

◇住民票を一つにする世帯がそれぞれ別世帯として申請する場合

住民票上の世帯主と、世帯主ではない世帯員がそれぞれ別で契約者となることがわかる生計別証明書類(双方の公共料金契約名義の写し)が必要です。

◇住民票上は世帯分離、実態は生計同一であり、一つの世帯として申請する場合

窓口等でお伝えをお願いします。一度本内容で基礎支援金を申請、受給した場合、住民票上の一方の支援を受け取らなかった世帯は別世帯主として申請、受給することはできませんので、ご注意ください。

Q 世帯主以外の被災時同一世帯員が支援金の申請、受給をすることはできますか。

A やむを得ない事由等により被災時に世帯主と同一の世帯であった世帯員(同一世帯員)が受給する場合は、委任状が必要となります。また、受給を委任できるのは被災時同一世帯員のみであり、血縁関係があったとしても、被災時に別世帯であった場合は委任することはできません。

Q 被災後に結婚や離婚により申請者の姓が変わった場合、申請に必要な書類はありますか。

A 改姓がわかる公的証明書(戸籍抄本等)を提出してください。また、被災後に世帯構成が変更となった場合でも世帯の基準となるのは、被災時点での世帯主や世帯構成となりますので、原則、被災時の世帯主へ支給することになります。

Q 借家やアパート等を所有している大家は、支援の対象とならないのはなぜですか。

A 事業用資産は保険等による備えが基本であり、被災後の支援は融資によることが原則であるためです。

Q 被災後に世帯分離した場合は、それぞれが申請できますか。

A できません。被災時点での世帯が基準となります。

## 申請に関すること

Q 再建方法に係る契約書について、契約名義は誰であればよいのでしょうか。

A 被災時世帯主または被災時同一世帯員の契約名義が必要です。また、被災特別世帯員との共同名義も可能となっています。

Q 再建方法に係る契約書について、確認する項目は何ですか。

A 以下のとおりです。なお、提出された契約書で確認できない場合は、追加で他の書類を求めることがあります。

再建方法	確認項目
建設	<input type="checkbox"/> 工事内容 (被災世帯の居住する住宅の建設工事であるか) <input type="checkbox"/> 工事場所(再建場所) <input type="checkbox"/> 請負金額(自己負担があるか) <input type="checkbox"/> 工期(完成日がいつか) <input type="checkbox"/> 契約日(被災後の契約であるか) <input type="checkbox"/> 発注者と請負者の双方署名捺印
購入	<input type="checkbox"/> 物件種別 (被災世帯の居住する住宅の購入であるか) <input type="checkbox"/> 所在地(再建場所) <input type="checkbox"/> 購入金額(自己負担があるか) <input type="checkbox"/> 引渡日 <input type="checkbox"/> 契約日(被災後の契約であるか) <input type="checkbox"/> 買主及び売主の双方署名捺印
補修	<input type="checkbox"/> 工事内容 (被災世帯の居住する住宅の補修工事であるか) <input type="checkbox"/> 工事場所(再建場所) <input type="checkbox"/> 金額(自己負担があるか) <input type="checkbox"/> 工期(完成日がいつか) <input type="checkbox"/> 契約日(被災後の契約であるか) <input type="checkbox"/> 発注者と請負者の双方署名捺印
賃借	<input type="checkbox"/> 賃貸物件(被災世帯の居住する住宅であるか) <input type="checkbox"/> 物件種別(居住用であるか) <input type="checkbox"/> 物件所在地(再建場所) <input type="checkbox"/> 家賃(自己負担があるか) <input type="checkbox"/> 契約日(被災後の契約であるか) <input type="checkbox"/> 契約期間 <input type="checkbox"/> 借主及び貸主の双方署名捺印

Q 【建設】と【補修】の定義を教えてください。

A 以下のとおりです。

従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を作る場合⇒建設  
従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用し住宅を造る場合⇒補修

Q 再建方法に係る契約書について、電子契約を締結した場合は、契約書に押印はありませんが、追加の提出書類は必要でしょうか。

A 電子契約の場合は、契約が取り交わされた事実を客観的に証明するための書類(合意締結証明書等)を合わせて提出してください。

Q 【補修】について、契約を締結しない場合の提出書類は、何を用意したらよいでしょうか。

A 契約を締結せず、補修工事等を行う場合は、以下の書類で確認します。

見積書+領収書、注文書+注文請書、請求書+領収書、注文請書+領収書

Q 【補修】について、災害救助法における応急修理制度を利用した場合はどうなりますか。

A 応急修理制度のみで修理が完結した場合(自己負担額が発生せず、補修が完了した場合は対象外となります。

Q 【賃借】について、支給対象外となる施設はどこでしょうか。

A 公営住宅法に基づく公営住宅、災害公営住宅、仮設住宅(賃貸応急住宅やみなし仮設)、介護保険における施設サービス提供機関(特別養護老人ホーム、老人保健施設等)は支給対象外です。また、あくまで賃借のための費用(自己負担)が発生しない場合は、支給対象外です。